

○退職手当支給事務の取扱いについて

平成 20 年 2 月 15 日

務 第 3 6 0 号

警 察 本 部 長

退職手当支給事務の取扱いについて（通達）

職員の退職手当については、職員の退職手当に関する条例（昭和 38 年埼玉県条例第 18 号）に基づき支給されているところであるが、退職手当に係る様式を明確にするとともに、円滑な支給事務を行うため、退職手当支給事務の取扱いについて（昭和 57 年埼例規第 21 号・務）の全部を次のとおり改正し、平成 20 年 2 月 15 日から実施するので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 退職手当受領に関する届等の提出

警務部警務課長（以下「警務課長」という。）は、職員が退職手当の支給に該当する場合は、当該職員から退職手当受領に関する届（別記様式 1）及び退職所得の受給に関する申告書退職所得申告書を提出させるものとする。ただし、職員が死亡により退職した場合は、退職手当が支給される遺族から退職手当受領に関する届及び死亡により退職した職員が除籍されている戸籍謄本等遺族の確知のための書類を提出させるものとする。

2 退職手当支給計算書等の作成

- (1) 警務課長は、前記 1 により送付された書類の記載事項を確認するとともに、職員の給料月額及び勤続期間を人事記録において確認の上、総務部情報管理課長（以下「情報管理課長」という。）に退職手当支給計算書（別記様式 2）、退職手当決定通知書（別記様式 3）、退職所得の源泉徴収票特別徴収票及び退職所得に対する住民税の特別徴収納入報告書（以下これらを「退職手当支給計算書等」という。）の作成を依頼するものとする。
- (2) 情報管理課長は、(1)の依頼に基づき退職手当支給計算書等を作成し、警務課長へ送付するものとする。

3 退職手当決定通知書等の送付

警務課長は、職員の退職手当の支給額が決定した場合は、退職者に退職手当決定通知書及び退職所得の源泉徴収票特別徴収票を送付するものとする。ただし、死亡による退職のとき

は、遺族に対し退職手当決定通知書及び退職手当金等受給者別支払調書を送付するものとする。

4 退職手当年度別名簿等の作成

警務課長は、会計年度終了後、退職手当年度別五十音順名簿（別記様式４）の作成を情報管理課長に依頼し、退職手当支給の有無、統計等の資料として活用するものとする。

5 退職手当の差額支給

給与改定等により退職手当の差額を支給する場合は、前記３及び４の手続を速やかにとることにより、支給事務を円滑に行うものとする。この場合において、原則として退職時に提出された退職手当受領に関する届に記載された方法により支給するものとする。

6 退職手当支給等に関する証明

(1) 職員が埼玉県警察職員以外の地方公務員又は国家公務員若しくは一般地方独立行政法人等の職員（地方公社、公庫等を含む。以下「本県警察職員以外の地方公務員等」という。）から引き続き本県警察職員となり、本県警察以外の地方公共団体又は国若しくは一般地方独立行政法人等（以下「本県警察以外の地方公共団体等」という。）の職員として在職した期間に対する退職手当の支給の有無を確認する必要がある場合は、退職手当支給等に関する証明書（別記様式５）により当該職員が在職していた本県警察以外の地方公共団体等に退職手当の支給に係る証明を依頼するものとする。

(2) 職員が本県警察を退職後に引き続き本県警察職員以外の地方公務員等となる場合は、本県警察における勤続期間が当該本県警察以外の地方公共団体等における勤続期間に通算されるか否かを退職手当の通算に関する証明書（別記様式６）により、本県警察以外の地方公共団体等へ依頼し、本県警察における退職手当の支給の要否を確認するものとする。

また、当該本県警察以外の地方公共団体等から当該職員の本県における退職手当の支給の有無の確認依頼があった場合は、退職手当支給等に関する証明書により証明するものとする。

(3) 前記(1)及び(2)に規定する書式については、当該書式に代えて本県警察以外の地方公共団体等が指定する書式によることができる。

実施日

この通達は、平成 20 年 2 月 15 日から実施する。

実施日 （令和 3 年 3 月 30 日務第 670 号）

- 1 この通達は、令和3年4月1日から実施する。
- 2 この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

実施日（令和5年11月20日務第2207号）

この通達は、令和5年11月20日から実施する。

実施日（令和6年3月5日務第441号）

- 1 この通達は、令和6年4月1日から実施する。
- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。）及び暫定再任用短時間勤務職員（同法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。）は、改正後の埼玉県警察情報管理システムによる職員情報総合管理システムにおける給与系管理業務運用要領第2(1)に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。
- 3 この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

退 職 手 当 受 領 に 関 す る 届

年 月 日

受領者 住 所
フリガナ
氏 名

退職者氏名		退職年月日	年 月 日
退職手当の 受領方法	直接払		
	隔地払		
	口座振替	金融機関	支店
		預金種別	当座・普通
		口座番号	
退職後の住所	〒 ー (電話番号) (携帯番号)		

(注) 1 選択項目を○で囲み、所定事項を記載すること。
2 口座振替の方法による場合は、受領者名義の預金口座に限ること。
3 提出に当たっては、地方税法第50条の7に規定する退職所得申告書に必要事項を記載し添付すること。

[illegible]

別記様式 6 （ 6 関係）

退職手当の通算に関する証明書

所 属 団 体 名		
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	
採 用 年 月 日	年 月 日	
退職手当に関する法令 上の通算規定の適用の 可否	可	否
根 拠 法 令		
備 考		

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

（証明者 職・氏名）

